

5 - 16 乗用車の制動装置

5 - 16 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（5 - 17 から 5 - 19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 16 - 2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5 - 16 - 2 の基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第 12 条第 1 項関係）

5 - 16 - 2 性能要件

5 - 16 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 8 項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3) 及びの基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 3 項第 2 号関係）

5 - 16 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 3 項関係）

独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。（細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係）

制動装置は 5 - 15 - 2 - 2 (2) から の基準に適合すること。（細目告示第 171 条第 3 項第 2 号関係）

主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第 171 条第 3 項第 4 号）

制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。（細目告示第 171 条第 3 項第 7 号）

ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置にあつては、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあつては、この基準に適合しないものとする。

5 - 16 - 3 欠番

5 - 16 - 4 適用関係の整理

4 - 16 - 4 の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。